

地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)

「わがまち特例」とは、地方税法の定める範囲内で、それぞれの地方自治体毎に条例で特例割合を定めることができる制度です。壮瞥町では、一定の要件を備える償却資産等について、固定資産税が軽減される特例措置「わがまち特例」を壮瞥町税条例により次のように定めています。

《壮瞥町わがまち特例一覧》

令和元年7月1日現在

対象資産(償却資産)	根拠法令	取得時期	適用期間	特例割合
家庭的保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産	地方税法第349条の3第28項 壮瞥町税条例第56条の2第1項	H29.4.1～	期間なし	1／2
居宅訪問型保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産	地方税法第349条の3第29項 壮瞥町税条例第56条の2第2項	H29.4.1～	期間なし	1／2
事業所内保育事業(利用定員が5人以下)の用に供する家屋及び償却資産	地方税法第349条の3第30項 壮瞥町税条例第56条の2第3項	H29.4.1～	期間なし	1／2
水質汚濁防止法に規定する特定施設に係る汚水・廃液の処理施設	地方税法附則第15条第2項第1号 壮瞥町税条例附則第10条の2第1項	H30.4.1～ R2.3.31	期間なし	1／3
大気汚染防止法に規定する指定物質排出抑制施設	地方税法附則第15条第2項第2号 壮瞥町税条例附則第10条の2第2項	H30.4.1～ R2.3.31	期間なし	1／2
下水道法に規定する除害施設	地方税法附則第15条第2項第6号 壮瞥町税条例附則第10条の2第3項	H30.4.1～ R2.3.31	期間なし	3／4
特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設	地方税法附則第15条第8項 壮瞥町税条例附則第10条の2第4項	H30.4.1～ R3.3.31	期間なし	2／3
津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき新たに取得又は改良された津波対策用施設	地方税法附則第15条第29項 壮瞥町税条例附則第10条の2第5項	H28.4.1～ R2.3.31	4年間	1／2
津波防災地域づくりに関する法律に規定する警戒区域内において指定避難施設の用に供する家屋のうち避難の用に供する部分(指定避難施設避難用部分)	地方税法附則第15条第30項第1号 壮瞥町税条例附則第10条の2第6項	H30.4.1～ R3.3.31	5年間	2／3
津波防災地域づくりに関する法律に規定する警戒区域内において協定避難施設の用に供する家屋のうち協定避難用部分	地方税法附則第15条第30項第3号 壮瞥町税条例附則第10条の2第7項	H30.4.1～ R3.3.31	5年間	1／2
津波防災地域づくりに関する法律に規定する警戒区域内において指定避難施設に付属する避難の用に供する償却資産	地方税法附則第15条第31項第1号 壮瞥町税条例附則第10条の2第8項	H30.4.1～ R3.3.31	5年間	2／3

«壮瞥町わがまち特例一覧»

令和元年 7月 1日現在

資産(償却資産)	根拠法令	取得時期	適用期間	特例割合
太陽光発電設備 (再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けて取得した設備で自家消費型のもの)	1,000kw 未満 地方税法附則第 15 条第 33 項第 1 号イ 壮瞥町税条例附則第 10 条の 2 第 9 項	H30.4.1～ R2.3.31	3年間	2／3
	1,000kw 以上 地方税法附則第 15 条第 33 項第 2 号イ 壮瞥町税条例附則第 10 条の 2 第 14 項	H30.4.1～ R2.3.31	3年間	3／4
風力発電設備 (固定価格買取制度の認定を受けたもの)	20kw 未満 地方税法附則第 15 条第 33 項第 2 号口 壮瞥町税条例附則第 10 条の 2 第 15 項	H30.4.1～ R2.3.31	3年間	3／4
	20kw 以上 地方税法附則第 15 条第 33 項第 1 号口 壮瞥町税条例附則第 10 条の 2 第 10 項	H30.4.1～ R2.3.31	3年間	2／3
水力発電設備 (固定価格買取制度の認定を受けたもの)	5,000kw 未満 地方税法附則第 15 条第 33 項第 3 号イ 壮瞥町税条例附則第 10 条の 2 第 16 項	H30.4.1～ R2.3.31	3年間	1／2
	5,000kw 以上 地方税法附則第 15 条第 33 項第 1 号ハ 壮瞥町税条例附則第 10 条の 2 第 11 項	H30.4.1～ R2.3.31	3年間	2／3
地熱発電設備 (固定価格買取制度の認定を受けたもの)	1,000kw 未満 地方税法附則第 15 条第 33 項第 1 号ニ 壮瞥町税条例附則第 10 条の 2 第 12 項	H30.4.1～ R2.3.31	3年間	2／3
	1,000kw 以上 地方税法附則第 15 条第 33 項第 3 号口 壮瞥町税条例附則第 10 条の 2 第 17 項	H30.4.1～ R2.3.31	3年間	1／2
バイオマス発電設備 (固定価格買取制度の認定を受けたもの)	10,000kw 未満 地方税法附則第 15 条第 33 項第 3 号ハ 壮瞥町税条例附則第 10 条の 2 第 18 項	H30.4.1～ R2.3.31	3年間	1／2
	10,000kw 以上 20,000kw 未満 地方税法附則第 15 条第 33 項第 1 号ホ 壮瞥町税条例附則第 10 条の 2 第 13 項	H30.4.1～ R2.3.31	3年間	2／3
水防法の規定する地下街等の浸水防止用設備	地方税法附則第 15 条第 38 項 壮瞥町税条例附則第 10 条の 2 第 19 項	H29.4.1～ R2.3.31	5年間	2／3
認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産	地方税法附則第 15 条第 40 項 壮瞥町税条例附則第 10 条の 2 第 20 項	H28.4.1～ R2.3.31	5年間	4／5
企業主導型保育事業に供する固定資産	地方税法附則第 15 条第 44 項 壮瞥町税条例附則第 10 条の 2 第 21 項	H29.4.1～ R3.3.31	5年間	1／2
緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地	地方税法附則第 15 条第 45 項 壮瞥町税条例附則第 10 条の 2 第 22 項	H29.5.12～ R3.3.31	3年間	2／3
中小企業等が生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備導入計画に従って取得した機械装置等	地方税法附則第 15 条第 47 項 壮瞥町税条例附則第 10 条の 2 第 23 項	H30.9.10～ R3.3.31	3年間	0 (ゼロ)
新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅	地方税法第 15 条の 8 第 2 項 壮瞥町税条例附則第 10 条の 2 第 24 項	H27.4.1～ R3.3.31	5年間	2／3

※特例の適用を受ける場合は、償却資産申告書提出時に必要書類(資産が特例の対象となっていることがわかる書類や各種届出書、認定書、計画書等)の提出が必要となります。

※サービス付き高齢者向け賃貸住宅は、償却資産ではなく「家屋」の減額措置となります。特例の適用を受ける場合は、別途手続きが必要です。